

会員種別「準会員」の新設と目的について

一般社団法人 日本金融商品仲介業協会

2026年6月19日に開催いたしました社員総会において、これから金融商品仲介業を始めようとする法人の皆様の支援を目的とする会員種別「準会員」の新設が決議されました。この「準会員」は、金融商品仲介業者(法人)としての登録を受けるまでの準備期間に在籍いただき、準備の支援を行おうとするものです。

委託証券会社の見つけ方や当局への申請など、また、保険業界等他業界から参入される場合にはコンプライアンス態勢や採用など解決しなければならない課題は多々あります。

「準会員」には、これらの課題にそれらの経験者である「正会員」が応える機会(例えば正会員会社の訪問など)のほか、正会員を対象に行っているゴールベースアプローチに関する研修や最新の業界事情についてのセミナー、金融庁や他の団体から講師を招いてのセミナー・カンファレンス、また、他の会員との横のつながりを持つ機会にもご参加いただけます。

なお、金融商品仲介業者(法人)として登録された際には「正会員」への種別変更を行い、協会の一員として協会の活動に参画していただきます。

「準会員」の新設が金融商品仲介業への参入を円滑かつ適正ならしめ、金融商品仲介業界の発展に寄与するものと考えております。

以上

(ご参考)

	法人	個人
金融商品仲介業者である場合	正会員 (年会費 24 万円※又は 36 万円) ※入会当初月額 1 万円の場合あり	アソシエイト会員 (年会費 12 万円) ※金融商品関連事業の従事者
金融商品仲介業者でない場合	準会員 (年会費 12 万円) ※金融商品仲介業者となることを目指している法人	個人賛助会員 (年会費 1 万円) ※金融商品関連事業の従事者を除く